

広島県告示第四号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に關し協力する旨の申出が撤回された。

令和八年一月八日

広島県知事 横田美香

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
医療法人社団 岡崎医院	三次市十日市中二丁目一四番三三号	令和八年一月九日